熊本県特別高圧電気料金高騰緊急対策事業補助金(第４弾)交付要項

（趣旨）

第１条　知事は、電気料金の高騰に伴い、国が実施している「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の対象外となっている特別高圧で受電する企業等の負担を軽減するため、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項によるものとする。

（定義）

第２条　この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）中小企業　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定するもの（これと同規模の法人を含む）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条第１項に規定するものをいう。ただし、次のいずれかに該当するものは中小企業とみなさないものとする。

ア　発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ　発行済株式の総数又は出資金額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

（２）大企業等　前号（ただし書きア、イ及びウを除く。）に該当しないものをいう。

（３）テナントを有する企業等　小売電気事業者から特別高圧電力を受電し、その電力をテナント等へ融通するものをいう。

（４）特別高圧電力　電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第５２号）第２条第１項第３号に規定するものをいう。

（補助対象事業者）

第３条　補助の対象事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、県内で受電する特別高圧電力に関し、小売電気事業者と特別高圧受電契約を締結している者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象事業者から除くものとする。

1. 国及び地方公共団体（公営企業を含む）

（２）暴力団排除条例（平成２２年熊本県条例第５２号）に規定する暴力団又は暴力団員等

（３）補助金の対象期間の特別高圧電力の電気料金に係る本県の他の支援制度の対象となる者

（補助対象経費及び補助金額）

第４条　補助対象経費及びこれに対する補助金額は、別紙１に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第５条　補助対象事業者は、規則第３条に規定する補助金交付申請書兼請求書（様式１）に別紙２に定める実績報告等に関する提出書類を添付し、知事に提出しなければならない。

２　前項の補助金交付申請書兼請求書の提出部数は１部とする。

３　知事は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請及び実績報告に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定及び額の確定をすることがある。

（補助金の交付条件）

第６条　規則第５条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）法令、規則及び本要領の規定に従うこと。

（２）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保管すること。

（３）補助対象事業者がテナントを有する企業等である場合は、令和８年（２０２６年）３月３１日までに、電力使用量に応じた補助相当額をテナント事業者へ還元し、知事に報告すること。

（補助金の交付）

第７条　規則第１６条第に規定する補助金交付請求書は、様式１のとおりとする。ただし、第５条第３項の規定により交付申請額から減額があった場合は、交付決定額を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第８条　知事は、次に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、本人の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

（１）補助対象事業者が、法令、本要領又は法令若しくは本要領に基づく県の処分若しくは指示に違反した場合

（２）補助対象事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

２　前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

（補助事業実施後の報告）

第９条　知事は、補助事業終了後も、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、期日を定め、報告を求めることができる。

（証拠書類の保管）

第１０条　規則第２３条に規定する別に定める期間は、経過後５年間とする。

（その他）

第１１条　この要領に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要項は、令和７年（２０２５年）１０月１日から適用する。

別紙１（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 令和７年７月から令和７年９月までの特別高圧電気料金（ただし、専ら売電のための発電事業に係るものを除く） |
| 補助金額 | 【算定方法】  令和７年７月から令和９月までの期間に特別高圧を受電し、検針により請求のあった電力使用量（証拠書類によって使用量が確認できるものに限る。）の累計に補助単価を乗じて得た額  （千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）  【補助単価】  ０．５円／kWh　（Ｒ７.７月、９月）  ０．６円／kWh　（Ｒ７.８月）  【補助上限額等】  大企業等については、予算の執行状況等に応じ、補助上限額を設けるなど調整する場合がある。 |

別紙２（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| № | 提出書類 |
| ① | 電力使用量実績報告書【様式２－１】 |
| ② | 事業者別電力使用量一覧【様式２－２】※テナントを有する企業等の場合のみ |
| ③ | 誓約書【様式３】 |
| ④ | 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し ※発行から３ヵ月以内のもの  ※登記情報提供サービスで発行されたPDFデータも可 |
| ⑤ | 契約種別が特別高圧受電契約に属することが確認できる書類  例）電力会社との電力（受電）契約書の写し |
| ⑥ | 令和７年７月から令和７年９月までの電力使用量が確認できる書類  例）電力会社からの請求書の写し |
| ⑦ | 銀行名、支店名、口座番号、口座名義（フリガナ）が確認できる書類  例）振込先口座の通帳の写し（表紙＋見開き１、２ページ） |
| ⑧ | その他知事が必要と認める書類 |